

大川広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例

〔平成17年 3月28日  
条例第 10 号〕

改正 平成19年12月28日条例第 9号 平成22年 2月25日条例第 1号  
平成24年12月26日条例第 5号 平成27年 3月31日条例第 1号  
令和 4年12月28日条例第 5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認等)

**第2条** 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)

**第3条** 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大川広域行政組合職員の給与に関する条例（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号。以下「給与条例」という。）第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料の月額に対する管理職手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に7.75を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

**第4条** 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

**第5条** 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定による改正後の大川広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例（以下「改正後の高齢者部分休業条例」という。）第3条第1項及び第2条の規定による改正後の大川広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例（以下「改正後の高齢者部分休業条例」という。）第3条第1項の規定 平成20年4月1日

(2) 改正後の修学部分休業条例第3条第2項及び改正後の高齢者部分休業条例第3条第2項の規定 規則で定める日 規則で定める日は、平成20年4月1日

附 則（平成22年2月25日条例第1号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の大川広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員に係る当該高齢者部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該高齢者部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞き定めた内容の第5条の規定による改正後の大川広域行政組合職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項に規定する高齢者部分休業をすることの承認があったものとみなす。

附 則（平成24年12月26日条例第5号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第1号） 抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日条例第5号） 抄

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第13条の規定は公布の日から施行する。